

令和6年度 第3回議会改革推進会議次第

日時：令和6年11月6日 午後1時30分～
場所：議事堂第3委員会室

1 開 会

2 協議事項

- (1) 危機管理対応マニュアルの改正案（素案）について
- (2) 議会ホームページトップ画面の改修について
- (3) 全員協議会及び決算特別委員会総括説明の運営について

3 報告事項

- (1) 広報編集委員会の取組について
- (2) IT活用検討委員会の取組について

4 その他

5 閉 会

<資料>

- ・資料1 危機管理対応マニュアルの改正案（素案）新旧対照表 外
- ・資料2 議会ホームページトップ画面の改修について
- ・資料3 各会派の意見整理表
- ・資料4 「Voice of the Future 事業」本番イベントの開催結果報告
- ・資料5 「TOYAMA ジャーナル vol. 4」日本地域コンテンツ大賞 2024 審査員奨励賞の受賞報告
- ・資料6 オンライン委員会の検証実施
- ・資料7 標準傍聴規則・会議規則・個人情報保護条例（例）の改正について

富山県議会危機管理対応マニュアル改正案 新旧対照表

現 行	改正案	備 考
<p>1. 目的</p> <p>本県において大規模災害、緊急事態等が発生した際に、「富山県議会基本条例」等に基づき、富山県議会（以下「議会」という。）として速やかに初動体制を確立し、迅速に対応できるよう基本的事項を定め、議会活動の円滑な実施を図るもの。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p><マニュアルのポイント></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 大規模災害、事故、事件等発生時における、議会及び議員の役割、対応を明確化 2. 安否報告等の訓練等を実施し、実情に即して見直しを実施 </div> <p><参考①>富山県議会基本条例（H30.4.1施行） （緊急事態等への対応）</p> <p>第6条 議会は、災害、緊急事態等の発生に際し、迅速かつ機動的に状況の把握その他の調査活動を行うほか、議会の役割を踏まえた必要な対応を行う。</p> <p><参考②>危機の定義：「富山県危機管理基本指針」より</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 県民の生命、身体、財産に重大な被害又は損失を生じ、又は生じるおそれのある災害・事故・事件等 2. 県政の円滑な運営に重大な支障を生じる事故・事件等 3. その他社会的影響が大きく、迅速な対応が求められる事案 <p>2. 富山県議会の対応</p> <p>(1) 執行部への協力・支援</p> <p>議会は、徹底した人命救助を最優先として、危機管理連絡会議、危機管理対策本部、災害対策本部等（以下「災害対策本部等」という。）が災害等対応に専念できるよう、状況に応じた協力・支援を行うものとする。</p>	<p>1. 目的</p> <p>本県において大規模災害、緊急事態等が発生した際に、「富山県議会基本条例」等に基づき、富山県議会（以下「議会」という。）として速やかに初動体制を確立し、迅速に対応できるよう基本的事項を定め、議会活動の円滑な実施を図るもの。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p><マニュアルのポイント></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 大規模災害、事故、事件等発生時における、議会及び議員の役割、対応を明確化 2. 安否報告等の訓練等を実施し、実情に即して見直しを実施 </div> <p><参考①>富山県議会基本条例（H30.4.1施行） （緊急事態等への対応）</p> <p>第6条 議会は、災害、緊急事態等の発生に際し、迅速かつ機動的に状況の把握その他の調査活動を行うほか、議会の役割を踏まえた必要な対応を行う。</p> <p><参考②>危機の定義：「富山県危機管理基本指針」より</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 県民の生命、身体、財産に重大な被害又は損失を生じ、又は生じるおそれのある災害・事故・事件等 2. 県政の円滑な運営に重大な支障を生じる事故・事件等 3. その他社会的影響が大きく、迅速な対応が求められる事案 <p>2. 富山県議会の対応</p> <p>(1) 執行部への協力・支援</p> <p>議会は、徹底した人命救助を最優先として、危機管理連絡会議、危機管理対策本部、災害対策本部等（以下「災害対策本部等」という。）が災害等対応に専念できるよう、状況に応じた協力・支援を行うものとする。</p>	

(2) 窓口の一本化

議会は、災害等情報の収集・提供・共有、災害対策本部等に対する要望・要請等は、議会事務局総務課に窓口を設けて行うものとする。

また、議会は、必要に応じ、議会事務局職員を災害対策本部等に参加させるなど、災害等情報の的確な把握に努める。

(3) 国・関係機関等への要望・要請

議会は、市町村の状況や要望事項の把握に努めるとともに、国や関係機関等に対し要望・提案活動を積極的に行い、議会としての提言・提案機能を有効に発揮する。

(4) 対応の一元化（各会派代表者会議での協議・調整）

- ・ 議長は、県災害対策本部等が設置された場合など、一元的な情報収集や要望・要請活動等の協議・調整を行うため、必要に応じ各会派代表者会議を招集する。
- ・ 議長は、被災地選出の議員など、必要な者の出席を求めることができる。
- ・ 各会派代表者会議においては、次の事項等について協議・調整を行う。
 - ① 被害状況等の把握及び各議員への提供
 - ② 議員が収集した情報の集約及び災害対策本部等への提供
 - ③ 本会議、委員会、全員協議会等の開催及び協議事項の調整
 - ④ 知事、国及び関係機関等への要望・要請活動の検討及び調整
 - ⑤ その他議長が必要と認める事項

<議会の対応のポイント>

1. 議会は、執行部が災害等対応に専念できるよう協力、支援を行うこととし、要望、要請等は、議会事務局総務課を窓口として行う。

(2) 窓口の一本化

議会は、災害等情報の収集・提供・共有、災害対策本部等に対する要望・要請等は、議会事務局総務課に窓口を設けて行うものとする。

また、議会は、必要に応じ、議会事務局職員を災害対策本部等に参加させるなど、災害等情報の的確な把握に努める。

(3) 国・関係機関等への要望・要請

議会は、市町村の状況や要望事項の把握に努めるとともに、国や関係機関等に対し要望・提案活動を積極的に行い、議会としての提言・提案機能を有効に発揮する。

(4) 対応の一元化（各会派代表者会議での協議・調整）

- ・ 議長は、県災害対策本部等が設置された場合など、一元的な情報収集や要望・要請活動等の協議・調整を行うため、必要に応じ各会派代表者会議を招集する。
- ・ 議長は、被災地選出の議員など、必要な者の出席を求めることができる。
- ・ 各会派代表者会議においては、次の事項等について協議・調整を行う。
 - ① 被害状況等の把握及び各議員への提供
 - ② 議員が収集した情報の集約及び災害対策本部等への提供
 - ③ 本会議、委員会、全員協議会等の開催及び協議事項の調整
 - ④ 知事、国及び関係機関等への要望・要請活動の検討及び調整
 - ⑤ その他議長が必要と認める事項

<議会の対応のポイント>

1. 議会は、執行部が災害等対応に専念できるよう協力、支援を行うこととし、要望、要請等は、議会事務局総務課を窓口として行う。

- 2. 各議員等が把握した被害の状況や市町村等の要望を踏まえ、議会として要望・提案活動を行う。
- 3. 必要に応じ、各会派代表者会議で協議・調整のうえ、一元的な対応を行う。

3. 議員の対応

(1) 安否情報等の連絡

各議員は、連絡体制を常時確保するとともに、災害、緊急事態等の際には、緊急メールやFAX（安否報告に関する様式【別紙1】等を活用）のほか、災害時伝言ダイヤル等を適宜利用して、速やかに議会事務局総務課へ安否等情報を連絡する。なお、停電による通信障害が生じた場合などは、最寄りの県機関に参集する。

<連絡事項>

①議員名、②安否の状況、③現在の居場所、④連絡先、⑤議事堂への登庁の可否等

(2) 地域での情報収集・提供

各議員は、自身の安全確保を図るとともに、それぞれの地域において、率先して自治体等が行う被災地支援や避難所運営に協力する。

また、地域の情報や住民の意向の収集・把握に努め、議会事務局総務課を通じて災害対策本部等に提供するとともに、必要に応じ県の対応等の情報を地域住民に伝える（情報提供に関する様式【別紙2】参照）。

- 2. 各議員等が把握した被害の状況や市町村等の要望を踏まえ、議会として要望・提案活動を行う。
- 3. 必要に応じ、各会派代表者会議で協議・調整のうえ、一元的な対応を行う。

3. 議員の対応

(1) 安否情報等の連絡

各議員は、連絡体制を常時確保するとともに、災害、緊急事態等の際には、**議員安否確認メール（メーリングリスト）**で速やかに議会事務局総務課へ安否情報等を連絡する。~~FAX（安否報告に関する様式【別紙1】等を活用）のほか、この他、状況に応じてLINE・電話等を活用して連絡漏れがないようにする。災害時伝言ダイヤル等を適宜利用しての連絡も、速やかに議会事務局総務課へ安否等情報を連絡する。~~（インターネットが使用できない場合は、FAXの使用も可【参考様式：別紙1】。）

なお、停電による通信障害が生じた場合などは、最寄りの県機関に参集する。

<連絡事項>

①議員名、②安否の状況、③現在の居場所、④連絡先、⑤議事堂への登庁の可否等

(2) 地域での情報収集・提供

各議員は、自身の安全確保を図るとともに、それぞれの地域において、率先して自治体等が行う被災地支援や避難所運営に協力する。

また、地域の情報や住民の意向の収集・把握に努め、議会事務局総務課を通じて災害対策本部等に提供するとともに、必要に応じ県の対応等の情報を地域住民に伝える（**情報提供に関する参考様式【別紙2】参照**）。併せて、スマートディスカッションを使用し、議員や執行部の情報を全議員で共有する。

連絡ツールにLINEと電話を追加

FAXを主から補完的な扱いに変更

文言修正
SDについて追記

(3) 被災調査等への協力

各議員は、国・関係機関等の視察対応に積極的に関わることとし、特に、被災地域の選出議員は、地域と議会との調整及び市町村との連携に努める。

<議員の行動のポイント>

1. まず、自身、家族の安全を確保
2. 自身の安否等について速やかにメール又はFAX等で議会事務局に報告
⇒【別紙1】参照
3. 地域の被害情報の収集や救助・救援活動を実施し、議会事務局に情報提供
⇒【別紙2】参照
4. 被災地調査や視察等への積極的な参加・協力
5. 登庁要請があった場合は、安全を確保し水・食料等を持参のうえ登庁
6. 平時から地域の防災情報を把握し、防災訓練等に積極的に参加

4. 議会事務局の対応

(1) 連絡体制の確保

- ・ 事務局長は、事務局職員の緊急連絡網を作成するとともに、非常参集要員を指名する。
- ・ 事務局長は、全議員対象の「富山県議会議員緊急連絡網（メーリングリスト）」を整備する。

・ 新 設

・ 新 設

(3) 被災地調査等への協力

各議員は、国・関係機関等の視察対応に積極的に関わることとし、特に、被災地域の選出議員は、地域と議会との調整及び市町村との連携に努める。

<議員の行動のポイント>

1. まず、自身、家族の安全を確保
2. 自身の安否等について速やかに議員安否確認メール又はFAX・電話で議会事務局に報告
⇒【別紙1】参照
3. 地域の被害情報の収集や救助・救援活動を実施し、議会事務局に情報提供
⇒【別紙2】参照
4. 被災地調査や視察等への積極的な参加・協力
5. 登庁要請があった場合は、安全を確保し水・食料等を持参のうえ登庁
6. 平時から地域の防災情報を把握し、防災訓練等に積極的に参加

4. 議会事務局の対応

(1) 連絡体制等の確保

- ・ 事務局長は、事務局職員の緊急連絡網を作成するとともに、非常参集災害対策要員を指名する。
- ・ 事務局長は、全議員対象の「議員安否確認メール」「富山県議会議員緊急連絡網（メーリングリスト）」を整備する。
- ・ 事務局職員は、災害、緊急事態の際には、Teams（事務局）及び安否確認フォーム（人事課）を利用して自らの安否情報等を連絡する。
- ・ 議事堂内での議員及び事務局職員の災害対応活動を可能とするための最低限の物資を確保する。

文言修正

文言追記

文言修正

〃

事務局の連絡体制について追記

備蓄について追記

- (2) 初動体制の確立（非常配備・緊急参集基準により参集）
- ・ 事務局職員は、危機情報や議事堂の異常等を把握したときは、事務局長まで速やかに連絡するとともに、防災・危機管理課及び関係部局へ情報提供する。
 - ・ 事務局長は、非常参集要員を配備するとともに、必要に応じ職員の参集を要請する。
 - ・ 事務局長は、災害対策本部等に事務局職員を出席させるとともに、災害対策本部等からの情報を正副議長に報告し必要な指示を受ける。
 - ・ 事務局職員は、災害対策本部等からの情報を各議員に伝達するとともに、議員の被災状況を確認し、正副議長及び事務局長に報告する。

(3) 班編成及び担当業務

- ・ 事務局全体

担当（責任者）	内 容
事務局長	総括
事務局次長	総括補佐
総務課（総務課長）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 正副議長及び職員への連絡、情報伝達 ・ メーリングリストによる安否確認等 ・ 執行部との連絡調整及び災害対策本部等への職員の派遣 ・ 議事堂内の安全点検、応急措置 ・ 他の所掌に属さない事務
議事課（議事課長）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議員（正副議長を除く。）への連絡、情報伝達 ・ 議員からの情報の収集・整理 ・ 本会議、委員会等の対応

- (2) 初動体制の確立（非常配備・緊急参集基準により参集）
- ・ 事務局職員は、危機情報や議事堂の異常等を把握したときは、事務局長まで速やかに連絡するとともに、防災・危機管理課及び管財課・人事課及び関係部局へ情報提供する。
 - ・ 事務局長は、非常参集災害対策要員を配備するとともに、必要に応じ事務局職員の参集を要請する。ただし、災害対策要員は、県内震度5以上発生時において、原則参集するものとする。
 - ・ 事務局長は、災害対策本部等に事務局職員を出席させるとともに、災害対策本部等からの情報を正副議長に報告し必要な指示を受ける。
 - ・ 事務局職員は、災害対策本部等からの情報を各議員に伝達するとともに、議員の被災状況を確認し、正副議長及び事務局長に報告する。

(3) 班編成及び担当業務

- ・ 事務局全体

担当（責任者）	内 容
事務局長	総括
事務局次長	総括補佐
総務課（総務課長）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 正副議長及び職員への連絡、情報伝達 ・ メーリングリストによる安否確認等 ・ 執行部との連絡調整及び災害対策本部等への職員の派遣 ・ 議事堂内の安全点検、応急措置 ・ 他の所掌に属さない事務
議事課（議事課長）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議員（正副議長を除く。）への連絡、情報伝達 ・ 議員からの情報の収集・整理 ・ 本会議、委員会等の対応

主要部局追記

参集基準の明確化

	<ul style="list-style-type: none"> ・傍聴者等の安否確認、避難誘導
調査課（調査課長）	<ul style="list-style-type: none"> ・被害情報等の収集・整理（報道等） ・議員からの情報の収集・整理 ・国等への要望・要請等の調整

・新設

5. 訓練等

- ・ 議会は、随時、「富山県議会議員緊急連絡網（メーリングリスト）」の受送信テストなど、安否報告等の訓練を実施するとともに、訓練の結果や状況の変化に応じて本マニュアルの内容を見直すこととする。
- ・ なお、本マニュアルの運用に必要な事項は、別途、議長が定めることとする。

6. 対応例

- (1) 本会議又は委員会の会議中に地震が発生した場合（フロー図1、2参照）
- ・ 議長又は委員長は、会議を暫時休憩等とするなど、議員及び傍聴者等の安全確保を図るものとする。
 - ・ 事務局職員は、傍聴者等の安否確認、避難誘導、議事堂内の被害状況の確認等を行うものとする。
 - ・ 議長又は委員長は、被害状況等を踏まえて延会等の手続きを行う。

	<ul style="list-style-type: none"> ・傍聴者等の安否確認、避難誘導
調査課（調査課長）	<ul style="list-style-type: none"> ・被害情報等の収集・整理（報道等） ・議員からの情報の収集・整理 ・国等への要望・要請等の調整
災害対策要員	<ul style="list-style-type: none"> ・議事堂内の安全点検、応急措置 ・職員及び議員の安否確認及び正副議長・局内への状況報告 ・防災危機管理課・管財課・人事課との連絡調整 ・その他（問い合わせ対応等）

5. 訓練等

- ・ 議会は、随時、議事堂内での訓練や「議員安否確認メール」~~「富山県議会議員緊急連絡網（メーリングリスト）」~~の受送信テストなど、安否報告等の訓練を実施するとともに、訓練の結果や状況の変化に応じて本マニュアルの内容を見直すこととする。
- ・ なお、本マニュアルの運用に必要な事項は、別途、議長が定めることとする。

6. 対応例

- (1) 本会議又は委員会の会議中に地震が発生した場合（フロー図1、2参照）
- ・ 議長又は委員長は、会議を暫時休憩等とするなど、議員及び傍聴者等の安全確保を図るものとする。
 - ・ 事務局職員は、傍聴者等の安否確認、避難誘導、議事堂内の被害状況の確認等を行うものとする。
 - ・ 議長又は委員長は、被害状況等を踏まえて延会等の手続きを行う。

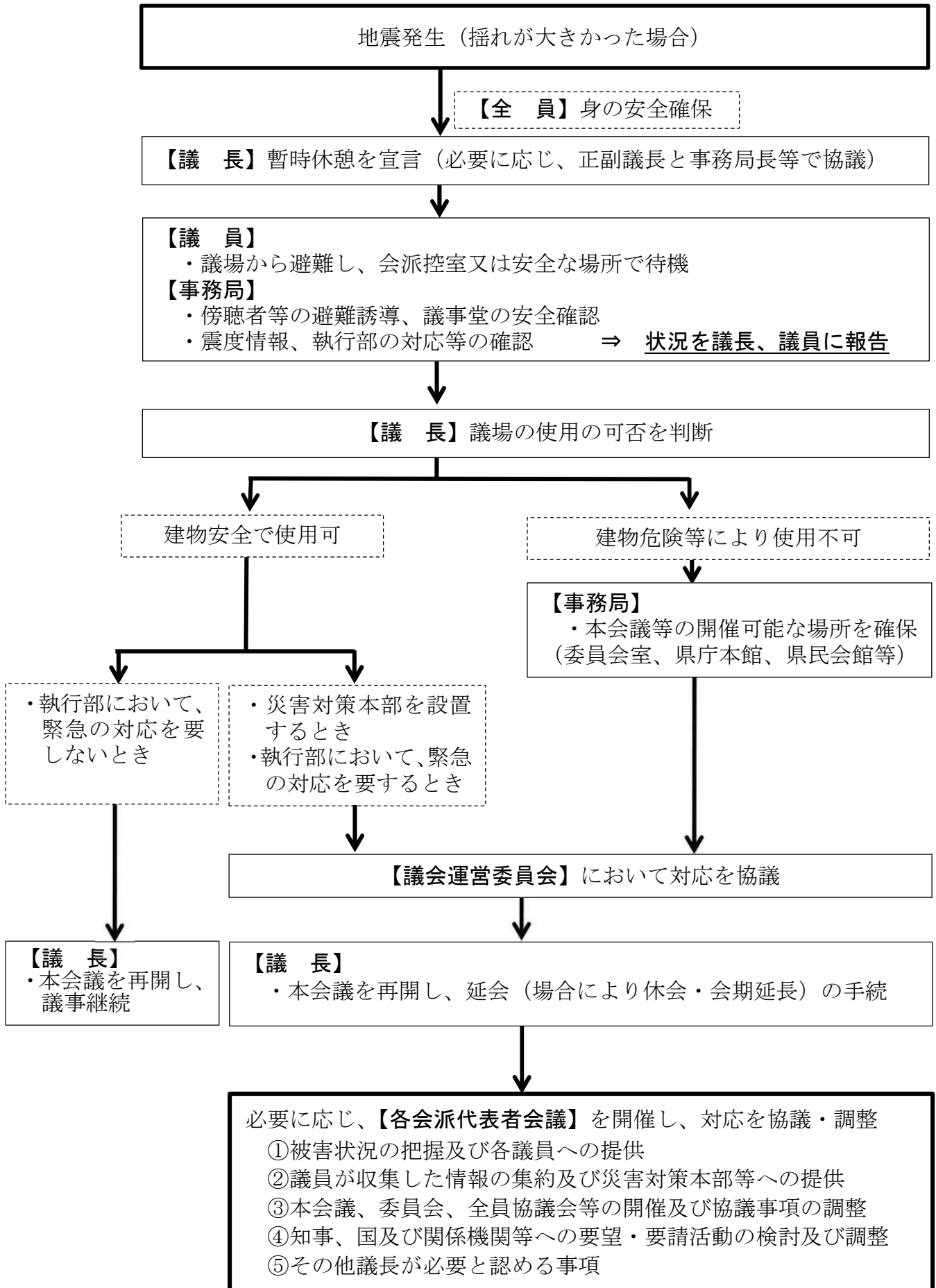
災害対策要員の業務を明記（登庁できるか分からないため3課の業務とする）

文言修正

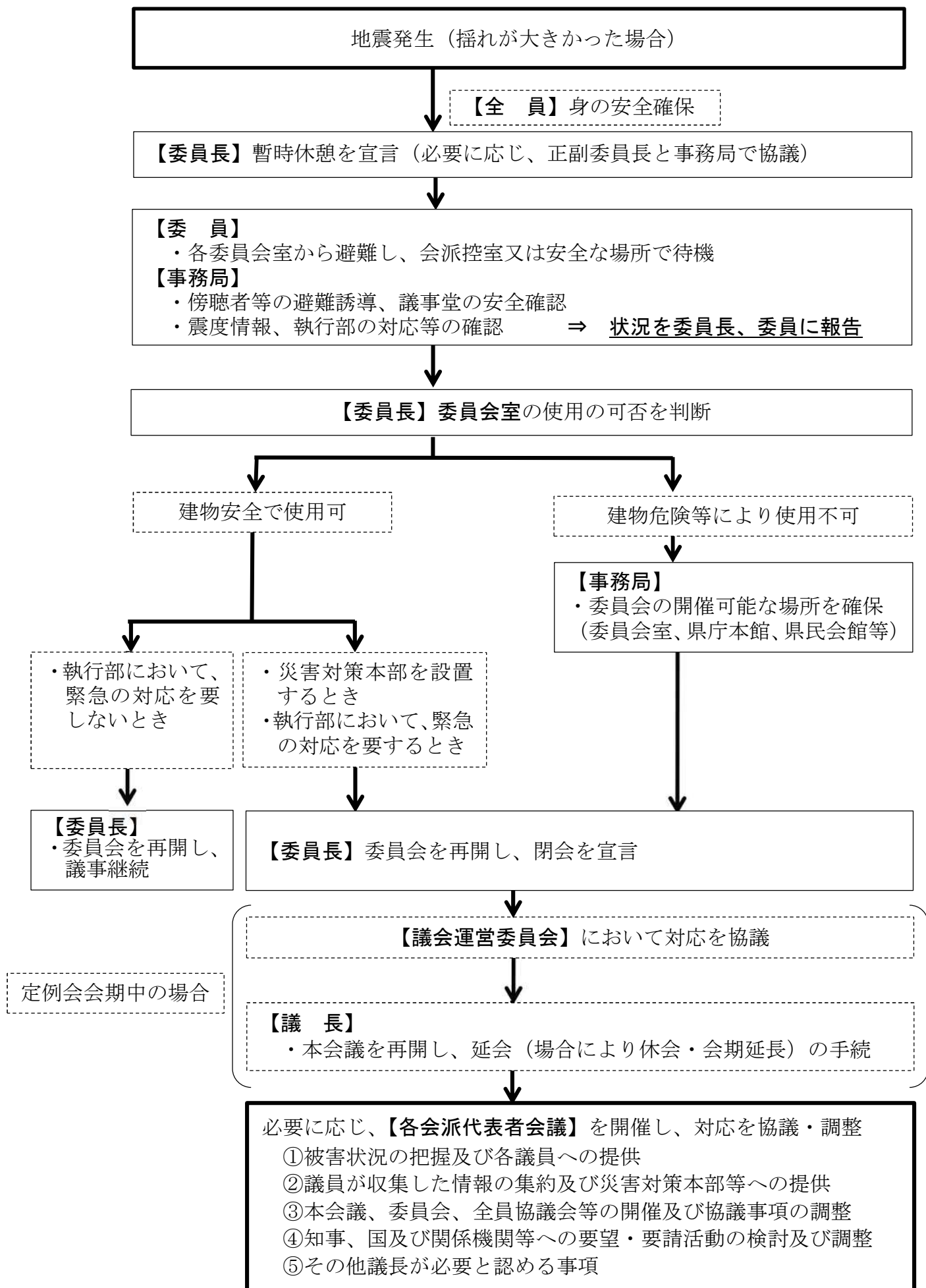
<p>(2) 閉会中・議案調査日に地震が発生した場合（フロー図3参照）</p> <ul style="list-style-type: none"> 議員はメール・FAX等を活用して事務局に安否を連絡する。「富山県議会議員緊急連絡網（メーリングリスト）」への返信を含む。） 正副議長は、事務局職員を通じて全議員の安否情報を収集し、被害状況を把握するとともに、対応を協議・調整する 	<p>(2) 閉会中・議案調査日に地震が発生した場合（フロー図3参照）</p> <ul style="list-style-type: none"> 議員は議員安否確認メール・LINE・電話メール・FAX等を活用して事務局に安否を連絡する。（「議員安否確認メール」「富山県議会議員緊急連絡網（メーリングリスト）」への返信を含む。） 正副議長は、事務局職員を通じて全議員の安否情報を収集し、被害状況を把握するとともに、対応を協議・調整する。 	<p>文言追加 文言修正</p>
---	--	----------------------

地震発生時におけるフロー図

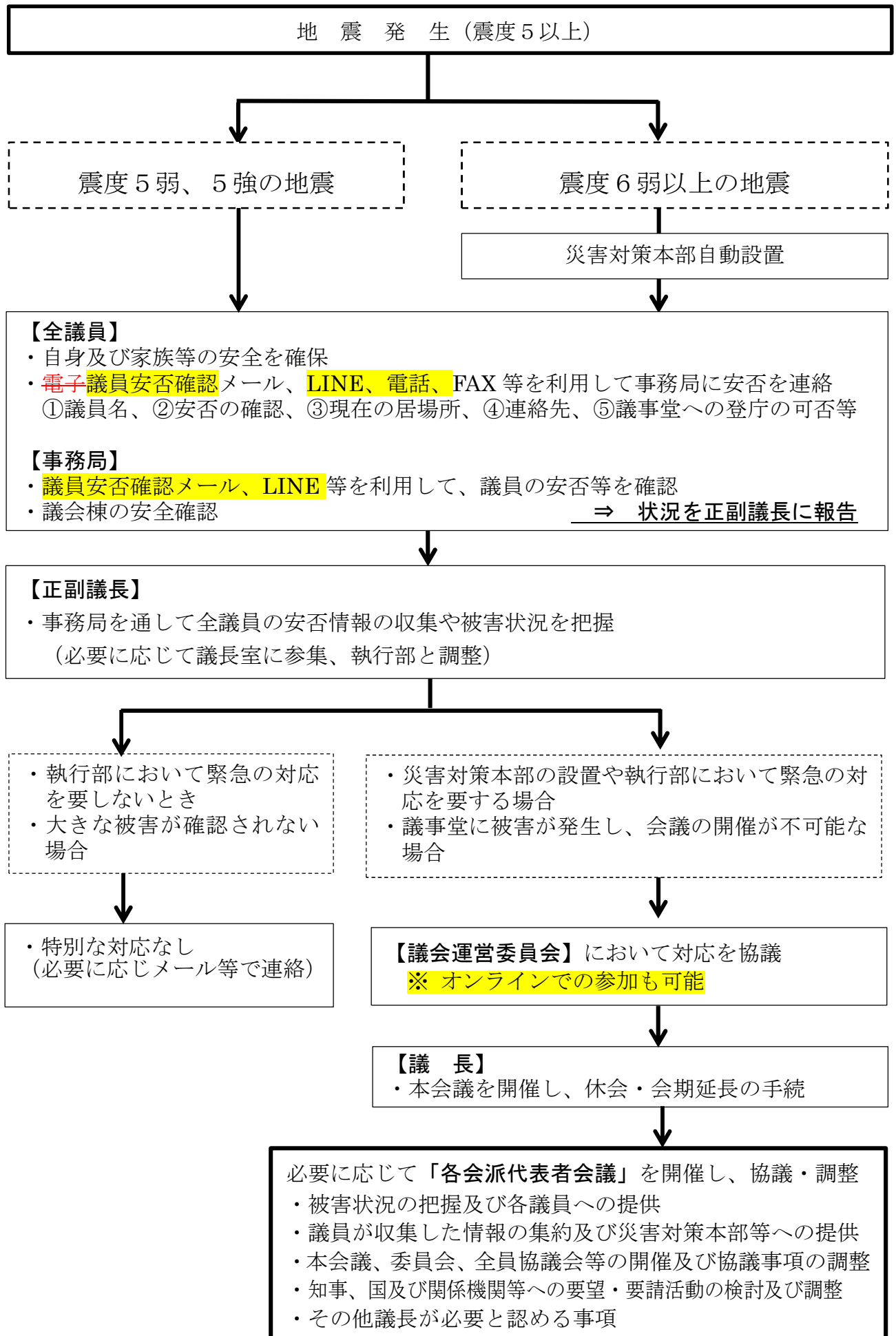
フロー図 1 本会議開会中



フロー図2 委員会開催中



フロー図3 閉会中・議案調査日



令和6年9月5日

総務課

危機管理対応マニュアル改定に向けて

第1 概要

令和6年1月1日に発生した能登半島地震での議会の対応を踏まえ「危機管理マニュアル」の見直しを図るもの。

第2 課題と対応案（○が課題、→が対応案）

1 議員

（1）連絡体制

○安否確認の複線化

→①富山県議会議員緊急連絡メール（県の安否情報確認システムの利用）

②LINE等（※）

〔※賛同する議員と事務局を携帯のLINEで繋ぎ、グループを作ることで、安否確認を行う。（既存の常任委員会や会派内の連絡網の活用も検討。）〕

③電話（①②いずれによっても連絡がつかない議員が対象）

○情報の収集・提供の効率化

→SD（スマートディスカッション）の中に「安否確認」や「被災情報」のファイルを作成し、議員・執行部双方の情報を共有。

※FAXは災害でデジタル環境等が遮断された場合に備え、補完的に使用。

（2）会議の開催方法（Teamsの活用）

○オンラインでの参加可能の明記

→Teams等によるオンライン参加も可能である旨を明記。（フロー図3）

（3）装備・備蓄

○備蓄すべきモノ、量、備蓄場所などの検討

（最低限必要な備蓄品）

備蓄物	数量	内訳	備蓄場所
水	1日3Lを必要とした場合 ・40人×6本×3日＝720本	議員＋事務局員 の半数（約40名）	議会各種会議室 議員休養室など

→現在貸与している作業服（防災服）等の装備品は、次回改選までに検討。

2 事務局

(1) 連絡体制

○安否確認の複線化

- ①Teams（事務局全員が見れるチャットを作成し、安否確認を行う。）
 - ②電話（携帯に Teams を入れていない職員・①で返事がなかった職員）
- ※②は各課課長補佐（課長）が確認。
※執行部では新たなデジタルツールの導入を検討中。

(2) 参集体制

○参集に関する判断基準及び時系列に応じた行動パターンの明記

【参集基準】

- 県内震度5以上の地震発生時（県の第2非常配備）に災害対策要員は参集。（それ以外の危機事案（大雨や大雪等）に関しては原則、第3非常配備に該当する場合に参集。）

（参考）

【地震時の非常配備・緊急参集基準（県）】

- ・震度5弱又は5強 …災害対策要員（各課富山市在住少なくとも1名）
- ・震度6弱以上 …全職員（災害対策本部は自動設置）

【役割分担】

- 初動期における参集職員の役割を追加して明記。
- 例) 職員及び議員の安否確認、議事堂内の安全点検・応急復旧
執行部との連絡調整など

3 共通

(1) マニュアル周知

○連絡体制や初動対応業務の認識不足

- 手持ちや携帯に画像として保存可能なマニュアルの簡易版を作成。

【マニュアル改定までのスケジュール】

第2回議会改革推進会議	9月5日	分析及び課題とその対応案を共有
第3回議会改革推進会議	11月下旬ごろ	改正案（素案）を提示 協議・修正の有無を確認
第4回議会改革推進会議	12月中旬ごろ	素案の修正案を提示
第5回議会改革推進会議	2月中旬ごろ	最終版を協議・改定完了

令和6年11月6日
議会事務局総務課

議会ホームページトップ画面の改修について

1 概要

県議会ホームページのトップ画面の写真画像を縮小し、アイコン等を配置することで、ファーストビューでの県議会情報へのアクセス向上を図る改修を実施するもの

2 改修イメージ案（別添のとおり）

（現 状）

- 写真が大きく、下方向にスクロールしなければ、「重要なお知らせ」や「新着情報」を確認できない。
- 「議会のしくみと役割」、「開かれた議会」等にカテゴリ化されたサイトマップがなく、具体的な掲載内容をイメージしにくい

（見直し案）

- 写真を小さくして、トップページのファーストビューに「重要なお知らせ」、「新着情報」のほかに、「インターネット県議会中継」や「こんにちは富山県議会です」のアイコン等を配置
- 「議会のしくみと役割」、「開かれた議会」等にカテゴリ化したサイトマップを掲載

3 議会改革推進会議（9月5日）のご意見を受けての対応

① トップページの写真部分

クリックすることにより関連情報へリンクをはる

（例）TOYAMA ジャーナルの表紙 → 掲載内容へリンク

② 閲覧者情報の取得

広報課に確認したところ、ビュー数はページ単位で取得できるとの回答がありましたので、必要に応じて照会することといたします。

議会ホームページトップ画面の改修イメージ案

前回の議会改革推進会議でのご意見を受けて次のとおりの対応を行います。

【改修後画面】(ファーストビュー)



本会議及び議事堂外観の写真に加え、「TOYAMA ジャーナル」の表紙写真も追加で表示し、該当部分をクリックすることで、デジタルブックに繋がる仕組みとする。



各会派の意見整理表（2月定例会初日に開催する全員協議会）

R6.11.6 議会改革推進会議

	(現行)	自民党	自民党新令和会	立憲民主党	日本共産党	公明党
運営方法	<p>部局長からの説明を聴取 (各部局長)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・知事提出議案(予算案件外)に係る重点説明事項 <p>質疑の機会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・説明者ごとに設ける。 ・計数等に不審点がある場合に限る 	<p>経営管理部長から一括して重点説明事項について説明 (説明内容は、記者への事前説明時の内容程度で可)</p>	<p>説明内容を絞る (経営管理部長からの予算全体の概要説明の後、各部局長から重点説明事項の内、目玉事業等についてポイントを絞った説明)</p>	<p>現行どおり (丁寧な説明機会を複数回あれば、理解促進につながる)</p>	<p>現行どおり (所属していない委員会の事項を含め全体を聞きチェックする機会となっている)</p>	<p>基本的に現行どおり (繰り返しの説明機会はありがたいし、大切だと思う。可能な範囲での簡略化を検討)</p>
出席者	<p>議員：全員 執行部：部局長 (本庁、企業局、教育委、警察本部)</p> <p>※課長等の出席は求めている</p>	<p>執行部は経営管理部長のみ</p>	<p>執行部は部局長まで (現行、部局毎の入替となっているが、予め部局長が一堂に会する形)</p>	<p>現行どおり</p>	<p>現行どおり</p>	<p>現行どおり</p>
説明時間	<p>全体で半日(約4時間) (各部局長)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・10~20分 ※質疑時間含む 	<p>運営方法の見直しにより短縮可</p>	<p>時間ではなく説明内容の問題</p>	<p>現行どおり</p>	<p>現行どおり</p>	<p>(現行どおり)</p>

各会派の意見整理表（決算特別委員会総括説明）

R6.11.6 議会改革推進会議

	（現行）	自民党	自民党新令和会	立憲民主党	日本共産党	公明党
運営方法	部局長からの説明を聴取 （会計管理者） ・普通会計 決算概要 （各部局長） ・普通会計 主要施策報告 ・企業会計 決算概要 ・前年度要望指摘事項に対する措置状況 質疑の機会 ・説明者ごとに設ける。 ・説明事項及び決算の総括的事項に限る	説明者、説明内容の見直し ・各会計の管理者からの概要説明でよい（予算に対する実績状況 — できなかったことがあれば、どのような事情だったのか — を説明されたい。）	説明者、説明内容の見直し ・各会計の管理者からの決算概要説明（予算に対する決算の状況という説明の仕方が望ましい。） ・主要施策報告書の説明は不要。 ・前年度要望指摘事項に対する措置状況のみ部局長から説明。	現行どおり各部局長が説明するべき。 ・より丁寧な説明、十分な質疑時間を取れるような運営方法の工夫が必要	現行どおり各部局長が説明するべき。 ・所属していない委員会の事項を含め全体を聞きチェックする機会となっている。	現行を基本に、可能な範囲で簡略化を検討
出席者	委員：全員 執行部：課長以上 （本庁、行政委員会、企業局、中央病院） 説明者は部局長 及び中央病院長 14名	各会計の管理者のみでもよい。	執行部は部局長まででよい。	執行部は部局長までとしてもよい。	執行部は部局長までとしてもよいが、判断は執行部に任せる。	執行部は部局長までとしてもよい。
説明時間	全体で半日（約4時間） ・会計管理者 30分 ・各部局長 10～20分 ※質疑時間含む	上記の内容に併せた時間で。	時間の問題ではなく内容のあり方。	上記の内容に併せた時間で。	現行どおり	（現行どおり）

令和6年11月6日
議会事務局調査課

「Voice of the Future事業」本番イベントの開催の報告

富山県議会で行き組む「出前講座」等の主権者教育の取組みの発展版として、私立高校の生徒約100名が集い、社会の様々な課題に対して高校生が対話を通じて考えやアイデアを探求する、高校生主体の主権者教育イベント「Voice of the Future」(VOF)を砺波青少年自然の家で開催いたしました。

(1) 本番イベントの概要

- ① 開催日時 令和6年10月13日(日)13:00～17:00
- ② 場 所 砺波青少年自然の家
- ③ 参加者 実行委員会に参画する私立高校(新川高校、高岡向陵高校、富山第一高校、富山国際大学付属高校)の生徒1～3年生(96名)
デンマーク元文化大臣ウツフェ・エルベック氏
- ④ 参加議員 尾山議員、寺口議員、安達議員、瀬川議員、藤井議員、武田議員、山本議長(7議員)
- ⑤ 開催内容 各学校で決めた4つの問に対し、高校生、教員、ウツフェ氏、県議会議員が、少人数のグループに分かれ、考えやアイデアを探求し発表することを通じて、主権者としての意識向上を図る。
- ⑥ 探求した問
 - ・富山の魅力をどうしたら伝えられるか?
 - ・動物の環境を守るにはどうしたらいいか?
 - ・どうすれば、差別やいじめのない世の中になるのか?
 - ・同性婚が認められるために、私たちができることは?

対話を通じ「差別をなくすためにお互いの文化や価値観を理解し偏見を無くす」、「自分と同じ考え方ではない意見も尊重する必要性を感じた」等の発表がありました。

(2) 参加した高校生の声

- ・対話の大切さを改めて学ぶことが出来ました。対話をすることで自分の意見をより良いものにすることが出来たり、新しい視点から別の意見を見つけることが出来てとても楽しかったです。
- ・若い世代も選挙に興味をもつことがとても大切だと思いました。選挙に参加することで、自分が思い描いている理想を実現させることが出来るかもしれないので、選挙の良さや難しそうと言った考えを減らしていくことが大切だと思います。
- ・若者の意見をもっと議会で議題にしてもらいたいと感じました。これからの未来は若者が創るのもっと政治に関心を向けるべきではないかなと思います。

(3) アフターイベントについて

後日実行委員会で結果をとりまとめ、開催の方法を検討。

【開催の様子】



【デンマーク元文化大臣ウツフェ・エルベック氏】



令和6年11月6日
議会事務局調査課

「TOYAMA ジャーナル vol. 4」日本地域コンテンツ大賞 2024

「審査員奨励賞」受賞について

一般社団法人 日本地域コンテンツ振興協会が主催する「日本地域コンテンツ大賞 2024」において、富山県議会が発行する「TOYAMA ジャーナル vol. 4」が、「審査員奨励賞」を受賞しました。

「TOYAMA ジャーナル」の受賞は、2022年 WEB 部門「優秀賞」、2023年 地方創生部門 自治体部門「優秀賞」に続き、3度目の受賞になります。

【日本地域コンテンツ大賞について】

全国各地の地域密着型メディア（有料誌やフリーペーパー及び Web・動画）に参加を募り、地域経済の活性化に貢献している媒体の存在価値を広く知らしめ、コンテンツの力で地域の魅力の再発見を通じた地方創生に貢献することを目的に開催されているアワード。

今年は、534の媒体が参加。

主催：一般社団法人 日本地域コンテンツ振興協会

後援：内閣府、外務省、経済産業省、観光庁、全国農業協同組合連合会、
公益財団法人 日本観光振興協会

【授賞式について】

10月28日（月）に東京都の学士会館で授賞式が開催され、武田 慎一広報編集委員長が出席しました。

※授賞式の様子は、下記公式 HP にアーカイブが配信されています。

[日本地域コンテンツ大賞 \(nicoanet.jp\)](https://nicoanet.jp)



オンライン委員会の検証実施について

令和4年度末に規定整備した「オンライン委員会」を円滑に開会するため、各委員会室における通信環境や運営上の課題を検証するもの。

・令和5年度 議会運営委員会にて実施(オンライン出席2名、休憩後委員会室に出席)

令和6年度実施予定(案)

令和6年11月25日 地方創生産業委員会

委員8名(1名欠席予定)、説明員33名

<実施方法>

- 1 オンライン出席委員 1~2名
- 2 自宅または事務所からオンライン出席
- 3 委員会中を通してオンライン出席とする。※費用弁償は旅費なし、公務諸費のみ
- 4 委員会室内にデジタルサイネージを2か所設置し、オンライン出席委員を映す
- 5 映像は、通常の録画システム(固定カメラ)およびオンライン会議システムの両方で録画
→ 録画後の映像を確認のうえ、いずれかを公開用として選択
- 6 オンライン開会について全議員に周知する

<当日の常任委員会予定>

10時~ **地方創生産業**、県土整備農林水産
13時~ 経営企画
13時30分~厚生環境、教育警務

全 議 第 1 4 9 号
令 和 6 年 1 0 月 2 4 日

各都道府県議会議長 殿

全国都道府県議会議長会会長
(公 印 省 略)

標準都道府県議会傍聴規則、標準都道府県議会会議規則及び
都道府県議会の保有する個人情報の保護に関する条例(例)の改正について

標記について、令和6年10月24日開催の役員会で別紙のとおり改正しましたので、改正条文等を送付します。

なお、標準都道府県議会傍聴規則の改正は、令和5年7月の本会創立百周年宣言を踏まえ、住民の傍聴を促進し開かれた議会をさらに推進するとともに、社会情勢の変化に対応する観点から、規定を改めるものです。

また、標準都道府県議会会議規則の改正は、令和6年9月に加藤鮎子女性活躍・男女共同参画担当大臣(当時)から、会議規則に家族の看護や配偶者の出産を欠席事由として明文化する要請が行われたことなどを踏まえ、多様な層の住民がより議会に参画しやすくするための環境整備等を図るものです。

さらに、都道府県議会の保有する個人情報の保護に関する条例(例)の改正は、刑法やマイナンバー法等の改正に伴い、刑法への拘禁刑の創設、マイナンバー法のマイナンバー及びマイナンバーカードに関する所要の改正等に対応するものです。

貴議会におかれましては、これらの改正を踏まえ、適切に御対応いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

(添付資料一覧)

- ・別紙 1-1 標準都道府県議会傍聴規則 一部改正
- ・別紙 1-2 標準都道府県議会傍聴規則 新旧対照条文
- ・別紙 1-3 標準都道府県議会傍聴規則 改正後全文
- ・別紙 2-1 標準都道府県議会会議規則 一部改正
- ・別紙 2-2 標準都道府県議会会議規則 新旧対照条文
- ・別紙 2-3 標準都道府県議会会議規則 改正後全文
- ・別紙 3-1 都道府県議会の保有する個人情報の保護に関する条例(例) 一部改正
- ・別紙 3-2 都道府県議会の保有する個人情報の保護に関する条例(例) 新旧対照条文
- ・別紙 3-3 都道府県議会の保有する個人情報の保護に関する条例(例) 改正後全文
- ・別紙 4 令和6年10月24日役員会配付資料「標準都道府県議会傍聴規則・標準都道府県議会会議規則・議会個人情報保護条例(例)改正関係資料」

(事務担当)

全国都道府県議会議長会 議事調査部

標準傍聴規則：川上

標準会議規則・個人情報保護条例(例)：有澤

Tel:03-5212-9156

Mail:gijichosa@gichokai.gr.jp

標準都道府県議会傍聴規則改正に係る主な検討ポイント

背景・目的

- 令和5年7月の本会創立100周年記念式典において、開かれた議会の取組を推進するとともに、住民に議会の重要な役割についての理解を深めてもらうための取組の強化等を宣言
- 標準傍聴規則には、子育て世代等が傍聴する上で障壁となっている規定や規則制定時・改正時の社会情勢が反映されたままの古い規定等が残っている
- **住民の傍聴を更に促進し議会の役割についての理解を深めてもらう観点から、各ブロック代表1名の事務局局長で構成する議会運営等問題協議会において、会議の秩序保持を念頭に置きつつ同規則の見直しを検討**

議会運営等問題協議会委員府県：

秋田県・山梨県・愛知県・大阪府・鳥取県・香川県・鹿児島県

これまでの検討スケジュール

令和5年 12月	■ 各都道府県議会事務局に対し、標準傍聴規則の見直しの方向性に関する意見照会を実施
令和6年 2月	■ 議会運営等問題協議会を開催し、見直しの方向性について協議
3月	■ 議会運営等問題協議会において改正素案を取りまとめ
4月	■ 各都道府県議会事務局に対し、改正素案を意見照会
9月	■ 各都道府県議会事務局及び総務省に対し、改正素案（修正）を意見照会
10月	■ 議会運営等問題協議会において改正案を取りまとめ

主な検討ポイント

第12条関係：傍聴席に入ることができない者

- I. 張り紙、はち巻、ラジオ、笛、下駄、異様な服装など携帯・着用禁止に係る規定の整理統合等（12①）
- II. 児童・乳幼児は原則として議長の許可がないと傍聴できない規定の削除（12④）

第13条関係：傍聴人の守るべき事項

- III. 「談論」、「放歌」など一般的に使用されていない文言の見直し（13①）
- IV. 帽子、外とう、えり巻等の着用規定の削除（13①）
- V. スマートフォン等の機器の持込に関する規定の整備（13①）
- VI. 第12条の規定の整理統合等と平仄を合わせるための所要の見直し（13①）



（現行）第十二条
三 はち巻、腕章、たすき（略）を着用し、又は携帯している者



（現行）第十三条
三 はち巻、腕章、たすき（略）を掲げる等示威的行為をしないこと。

標準都道府県議会傍聴規則改正案（第12条・第13条）の全体像

現行規定		改正案
(傍聴席に入ることができない者) 第十二条 次に該当する者は、傍聴席に入ることができない。		(傍聴席に入ることができない者) 第十二条 次に該当する者は、傍聴席に入ることができない。
一 銃器、棒その他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者	整理統合	一 銃器、棒その他人に危害を加えるおそれのある物を携帯している者
二 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕、かさの類を携帯している者	整理統合	二 ビラ、幕、たすきその他の議場に現在する者に対して威勢を示すために使用されるおそれがあると認められる物を携帯し、又は着用している者
三 はち巻、腕章、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は携帯している者	整理統合	三 前二号に規定する物のほか、会議を妨害し、又は他の傍聴人の傍聴を妨害するおそれがあると認められる物を携帯している者【新設】
四 ラジオ、拡声器、無線機、マイク、録音機、写真機、映写機の類を携帯している者。ただし、第十四条の規定により、撮影又は録音することにつき議長の許可を得た者を除く。	整理統合	四 酒気を帯びていると認められる者
五 笛、ラッパ、太鼓その他の楽器の類を携帯している者	整理統合	五 その他会議を妨害することが明らかであると認められる者
六 下駄、木製サンダルの類を履いている者	整理統合	
七 酒気を帯びていると認められる者	整理統合	
八 異様な服装をしている者	整理統合	
九 その他議事を妨害することを疑うに足りる顕著な事情が認められる者	整理統合	
2 議長は、必要と認めたときは、傍聴人に対し、係員をして、前項第一号から第五号までに規定する物品を携帯しているか否かを質問させることができる。		2 議長は、必要と認めたときは、傍聴人に対し、係員をして、前項第一号から第三号までに規定する物を携帯しているか否かを質問させることができる。
3 (略)		3 (略)
4 児童及び乳幼児は、傍聴席に入ることができない。ただし、議長の許可を得た場合は、この限りでない。【削除】		
(傍聴人の守るべき事項) 第十三条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、静粛を旨とし、次の事項を守らなければならない。		(傍聴人の守るべき事項) 第十三条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければならない。
一 議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。	整理統合	一 静粛にすること。
二 談論し、放歌し、高笑い、その他騒ぎ立てないこと。	整理統合	二 議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明し、又は議場に現在する者に対して威勢を示さないこと。
三 はち巻、腕章、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は張り紙、旗、垂れ幕の類を掲げる等示威的行為をしないこと。	整理統合	三 携帯電話端末その他音を発する機器は、音を発しないようにすること。【新設】
四 帽子、外とう、えり巻の類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得た場合は、この限りでない。	整理統合	四 飲食又は喫煙をしないこと。
五 飲食又は喫煙をしないこと。	整理統合	五 その他会議を妨害し、又は他の傍聴人の傍聴を妨害するような行為をしないこと。
六 みだりに席を離れないこと。	整理統合	
七 不体裁な行為又は他人の迷惑となる行為をしないこと。	整理統合	
八 その他議場の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと。	整理統合	

標準都道府県議会会議規則改正について

背景・目的

- 令和6年9月、加藤女性活躍・男女共同参画担当大臣（当時）から、会議規則への家族の看護や配偶者の出産の欠席事由としての明文化について、要請があった。
 【参考】加藤大臣からの要請「地方議会における女性の活躍促進について」
 ・全ての都道府県議会において、出産・育児・介護等にも配慮した会議規則を整備すること。特に、家族の看護や配偶者の出産を欠席事由として明文化すること。
- **多様な人材の参画の観点から、要請に対応した標準会議規則の見直しを検討**

改正案の概要

※ 改正内容については、内閣府及び総務省に協議済み

欠席事由の例示の追加

看護、配偶者の出産についても、欠席事由の例示に明文化（第2条）

その他所要の改正

議場には傍聴席を含まないと解されていることから、その点を明確化（第101条）

新旧対照表

改正案	現行規定
（欠席の届出） 第二条 議員は、公務、疾病、出産（配偶者の出産を含む。）、育児、介護、看護その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。	（欠席の届出） 第二条 議員は、公務、疾病、出産、育児、介護その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。
2 略	2 略
（指定者以外の退場） 第一百一条 秘密会を開く議決があつたときは、議長は、傍聴人及び議長の指定する者以外の者を議場及び傍聴席の外に退去させなければならない。	（指定者以外の退場） 第一百一条 秘密会を開く議決があつたときは、議長は、傍聴人及び議長の指定する者以外の者を議場の外に退去させなければならない。

〇〇（都道府）県議会の保有する個人情報の保護に関する条例（例）改正について

背景・目的

- 令和4年6月、「刑法等の一部を改正する法律」（令和4年法律第67号）及び「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律」（令和4年法律第68号）が成立し、懲役及び禁錮を廃止し、これらに代えて拘禁刑を創設することとされた（令和8年6月1日施行）。
- 令和6年5月、「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律」（令和6年法律第46号）が成立し、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（「マイナンバー法」。平成25年法律第27号）について、マイナンバー及びマイナンバーカードに関する所要の改正等がされた。
- **拘禁刑の創設・マイナンバー法改正に対応するため、議会個人情報保護条例（例）の見直しを検討**

改正案の概要

※ 改正内容については、個人情報保護委員会事務局、法務省及び総務省に協議済み

拘禁刑の創設への対応

「懲役」を「拘禁刑」に改める（第53条～第55条）

マイナンバー法改正への対応

マイナンバー法の引用条文の条項ズレを修正（第2条第10項～第12条第5項）

その他所要の改正

各都道府県議会からの意見を受けて条文の文言を調整